

令和5年度日本大学短期大学部（三島校舎）外国人留学生選抜
新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う特別措置について

日本大学短期大学部（三島校舎）では、新型コロナウイルス感染症等の影響により本短期大学部で実施する令和5年度外国人留学生選抜の試験を受験できなかった場合について、下記のとおり特別措置を実施します。

記

1. 対象

以下のいずれかの理由により、本短期大学部で実施する令和5年度の試験を受験できなかった者で、以下の申出期限までに当該受験者からの申し出があり、追試験申請書を提出した者。なお、追試験申請しない場合は、入学検定料を返還しない。

- ①新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日までに医師が治癒したと診断していない者
- ②新型コロナウイルス感染症に罹患している疑いのある症状(発熱・咳等)があり、試験日までに医師が治癒したと診断していない者
- ③保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者（保健所からの連絡が感染者等から間接的に伝達された者を含む）
- ④試験当日に新型コロナウイルス感染症に罹患している疑いのある症状(発熱・咳等)があり、受験を取り止めた者
- ⑤外国に居住する者で、入国制限等の措置により日本国内に入国できなかった者。ただし、日本への渡航を伴わない方法により選抜を実施する場合は除く

【申し出期限】

令和4年11月19日（土） 15時まで

教務課（入試係）・〒411-8555 静岡県三島市文教町2-31-145 TEL：055-980-1919

【申請期限】

令和4年11月25日（金）【必着】

2. 対象の試験及び特別措置の内容

受験できなかった試験により、以下の代替措置を講じます。

追試験の実施

令和4年12月10日(土)に追試験を実施します。追試験分の入学検定料は不要です。

※今後の新型コロナウイルス感染症感染状況により変更する可能性があります。その都度、通知いたします。